

# 長期運転資金貸付のお知らせ

長期運転資金の貸付を、次のとおり実施しますのでお知らせいたします。

## 1 貸付対象者

労災診療共済契約締結後1年以上経過し、かつ、診療費立替払の実績のある医療機関とします。

なお、現在お借入れのない医療機関とします。

## 2 資金の用途

経営の改善、医療施設の整備等としてご利用ください。

## 3 貸付額

貸付限度額は1,000万円、最低貸付額は100万円、貸付額の単位は10万円です。

（貸付額は、借入申込月の前1年間の診療費立替払額の80%の5倍以内としますので、最低貸付額100万円を借り入れる場合の診療費立替払額は最低25万円となります。）

## 4 貸付利率

貸付金の利率は、財政融資資金法に基づく7月1日及び11月1日現在の貸付金利率から1.0%を減じた固定金利とします。

（ただし、利率の下限は、0.1%です。  
参考までに、平成23年度7月貸付の利率は0.1%でした。）

## 5 貸付期間

貸付金の返済期間は5年以内とします。

必要に応じて6ヶ月以内の据置期間を設けることができますが、利息はお支払いいただきます。

## 6 貸付決定

借入申込が多い場合には、抽選により貸付対象者を決定させていただきます。

なお、抽選の場合は、抽選結果を別途お知らせいたします。

## 7 貸付契約締結

貸付が決定しましたら「金銭消費貸借契約書」に署名捺印・必要事項を記入のうえ「印鑑証明書」を添えて提出していただき、貸付に関する契約を締結します。

(※保証人・担保は必要ありません)

## 8 貸付金振込日

第1回目 平成24年 7月25日 (水)

第2回目 平成24年11月26日 (月)

借入申込時に、どちらか希望の振込日を選択していただきます。

## 9 貸付金の返済

貸付金の返済方法は元利均等方式とし、毎月の診療費立替払額から控除して返済金に充当しますが、控除できない場合は翌月の15日までに銀行振込により返済していただくことになります。

〔貸付金利が0.1%として5年間で返済する場合の毎月の返済額の目安は、100万円の借入で約17,000円、1,000万円で約167,000円です。〕

## 10 延滞損害金

約定による債務を履行されないときには、返済すべき金額（元金）に対し、年10%の割合（365日の日割計算）で延滞損害金をいただきます。

## 11 借入申込期間・申込方法

平成24年5月1日(火)から同年5月31日(木)までに裏面の「長期運転資金借入申込書」(コピー使用)に記入のうえ、当財団援護共済部へ郵送にてお申し込みください。

詳細については、当財団援護共済部へお問い合わせ下さい。

平成24年3月

財団法人 労災保険情報センター 援護共済部  
〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-25 日教販ビル  
TEL 03-5684-5516  
FAX 03-5684-5521

平成 年 月 日

## 長期運転資金借入申込書

長期運転資金貸付規程第8条の規定により、下記の金額の借入れを申し込みます。

### 記

- 借入申込額 金 円
- 資金の用途
- 償還期間 年 カ月 (据置期間 カ月・不要)
- 希望振込月 (下記のいずれかを○囲みしてください)  
7月 ・ 11月

指定病院等の番号  
住所 〒

--	--	--	--	--	--	--

病院又は診療所名  
代表者氏名

印

財団法人労災保険情報センター理事長 殿

※ご担当者名、電話番号をご記入ください。

担当者名

電話番号